

さいたま市水道局告示第 1 2 6 号

水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 2 5 条の 7 の規定により、次の指定給水装置工事事業者から、給水装置工事の事業の廃止について届出があったので、さいたま市水道局指定給水装置工事事業者規程(平成 1 3 年さいたま市水道部企業管理規程第 4 0 号)第 1 1 条第 3 号の規定により告示する。

令和 8 年 9 月 4 日

さいたま市水道事業管理者 小 島 豪 彦

1 廃止年月日
令和 8 年 8 月 2 6 日

2 廃止する事業者
・ 次の表のとおり

指 定 番 号	名 称	住 所	代 表 者 氏 名
第 523 号	ニコニコ水道	さいたま市浦和区瀬ヶ崎 4 丁目 8 番 6 号	種市 正則

3 廃止の理由
給水装置工事主任技術者不在のため。